

令和7年度 契約ぶどう狩り施設の利用方法等について

夏季におけるレクリエーション施設として、下記のぶどう狩り施設と利用契約を結びましたのでご案内いたします。(利用する場合は、必ず利用券が必要です)

1. 契約施設名称・利用者負担金

契 約 施 設 名	ぶどう種類	区分・利用者負担金		契 約 利 用 期 間
岡崎駒立ぶどう園 (岡崎駒立ぶどう狩り組合) 〔所在地〕岡崎市駒立町 〔電 話〕0564-45-5151 ※20名以上の団体は要予約	デラウェア	大人(中学生以上)	1,500円	7月20日～8月中下旬
		小人(小学生)	1,100円	
		幼児(3歳以上)	800円	
	巨峰系品種	大人(中学生以上)	2,000円	8月20日～9月下旬頃 ※巨峰・ハニー・BK等 種無し巨峰でスタート
		小人(小学生)	1,600円	
		幼児(3歳以上)	1,300円	

2. 注意事項

- ①利用券については、機関誌「わが友夏号」(令和7年6月30日発行予定)から切り取ってご使用ください。1回の利用に際し1人1枚の持参が必要です。
- ②ご利用の際には「利用券」の大人・小人・幼児のいずれかに必ず○印を付け、事業所名・記号番号・氏名を記入のうえご使用ください。
(当組合加入者以外の利用券使用不可)
- ③ぶどう狩り組合の案内所・受付に必ず立ち寄り、必要事項を記入した「利用券」と該当する契約料金(利用者負担金)を添え提出し、係員の指示に従って指定されたぶどう園に入園してください。
- ④天候による作柄並びに感染症予防により、利用期間・時間等の変更または利用が制限される場合があります。
- ⑤各施設の利用上の注意事項を守り安全にご利用ください。

以 上